



佐久平土地改良区 公告 第 10 号

一般競争入札の執行について

本入札は、佐久平土地改良区が発注する水路改修工事である。

入札の執行等については、佐久平土地改良区 定款 及び 建設工事執行細則等により、一般競争入札を次のとおり実施しますので、佐久平土地改良区 建設工事執行細則第 4 条の規定により公告します。

※ 入札書等の宛名は【佐久平土地改良区 理事長 柳 田 清 二】として下さい。

令和 8 年 9 月 17 日

佐 久 平 土 地 改 良 区
理 事 長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工事(業務)名	令和 8 年度 農業水路等 長寿命化・防災減災事業 佐久平 2 地区
工事(業務)箇所	長寿 佐久平 2-2 工区 (佐久市 三塚 宮前 他)
工事 (業務) 概要	支線用水 12 号 BF 700 型(ジョイント式) 更新 L= 179 m
履行期間	令和 8 年 10 月 7 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

2 入札参加資格要件

佐久平土地改良区建設工事執行細則の規定により、上記工事の一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から入札日まで」全て満たす者としします。

有資格者名簿 登録 業種別 等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付けが A・B・C・D 級の者であること
有資格者名簿 登録 建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配置技術者の資格等	・建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、入札参加申請日 以前 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。 ・有資格者名簿の地区情報において、佐久市 野沢 として登録されていること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留意事項 等
設計図書の閲覧	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
入札参加申請	令和 8 年 9 月 17 日（火）から 令和 8 年 10 月 2 日（金）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・提出書類：一般競争入札参加申請書 （様式第 1 号）1 部提出 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
設計図書の入手	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所にて PDF 等の電子データ渡し 未使用の CDR・CDR(w)を持参のこと
設計図書に関する 質問受付	令和 8 年 9 月 18 日（金）から 令和 8 年 10 月 28 日（月）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・質問様式は佐久市ホームページより 入手し、内容を具体的に記載すること。 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 直接持参とし、FAXは不可
質問回答 期日・方法	令和 8 年 9 月 30 日（水）以降	・発注者より入札参加申請書提出業者 全社へFAXにて回答
入札開札 日時・方法	令和 8 年 10 月 7 日（水） 午前 10 時 00 分 から(郵便不可)	・佐久水道企業団 2F 小会議室 控室：なし
落 札 者 の 決 定	・予定価格 以下で、最低の価格で入札した者を落札者とする。 ・予定価格を上回った者(以下「失格者」という。)は、当核対象入札に係る落札者がいない場合の再度の入札に参加することはできない。 ・落札者は契約書類 1 式を落札決定の翌日から 5 日以内に提出すること。	
入札結果の公表	・契約日以降 佐久平土地改良区 事務所にて閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は 2 回とし、第 2 回の入札をしても落札できないときは、第 2 回の 最低入札者と地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約とする。 この場合の見積回数は 2 回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当核金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当核金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった 総額の 110 分の 100 に相当する 金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜き設計書に見積もった金額等を記入のうえ、持参すること。 （必要に応じ提出を求める場合もある。） ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。 なお、全ての応札者は本人確認できるものを持参し、受付に掲示すること。
---------	---

低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の 100分の 5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の 10分の 1の金銭的 保証
前払金	・適用あり (佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定に準ずる。)
中間前払金	・適用あり (佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定に準ずる。)
部分払金	・適用あり (佐久平土地改良区建設工事執行細則第 39条 各項の規定による。)

5 その他の事項

- ・ 佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規定の入札心得を熟読のうえ、ご参加下さい。
- ・ 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人として下さい。
- ・ 本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事・入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 第 1順位の工事を落札した者は、第 2順位以降の対象工事の入札へは参加できません。
- (2) 一抜け方式対象工事のうち、先行順位の入札において落札者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札者がなく又は中止等となったことにより、再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。
この場合、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧

入札順位	工事名 / 工区名(工事箇所)
第 1順位	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区 佐久平 2-4工区 (佐久市 根岸 神田他)
第 2順位	令和 8年度 農業水路等 長寿命化・防災減災事業 佐久平 2地区 長寿 佐久平 2-2工区 (佐久市 三塚 宮前他)
第 3順位	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区 佐久平 2-1工区 (佐久市 跡部 長明塚他)

6 工事(業務)に関する問合せ先

佐久平土地改良区 (佐久市 跡部 101番地 佐久水道企業団内)TEL : 0267 - 62 - 0471



佐久平土地改良区 公告 第 4 号

一般競争入札の執行について

本入札は、佐久平土地改良区が発注する水路改修工事である。

入札の執行等については、佐久平土地改良区 定款 及び 建設工事執行細則等により、一般競争入札を次のとおり実施しますので、佐久平土地改良区 建設工事執行細則第 4 条の規定により公告します。

※ 入札書等の宛名は【佐久平土地改良区 理事長 柳 田 清 二】として下さい。

令和 8 年 9 月 17 日

佐 久 平 土 地 改 良 区
理 事 長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工事(業務)名	令和 8 年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2 地区
工事(業務)箇所	佐久平 2-1 工区 (佐久市 跡部 長明塚 他)
工事 (業務) 概要	支線用水 11 号 BF 600 型(ジョイント式) 更新 L= 136 m
履行期間	令和 8 年 10 月 7 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

2 入札参加資格要件

佐久平土地改良区建設工事執行細則の規定により、上記工事の一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から入札日まで」全て満たす者としてします。

有資格者名簿 登録 業種別 等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付けが A・B・C・D 級の者であること。
有資格者名簿 登録 建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配置技術者の資格等	・建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、入札参加申請日 以前 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。 ・有資格者名簿の地区情報において、佐久市 野沢 として登録されていること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留意事項 等
設計図書の閲覧	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
入札参加申請	令和 8 年 9 月 17 日（火）から 令和 8 年 10 月 2 日（金）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・提出書類：一般競争入札参加申請書 （様式第 1 号）1 部提出 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
設計図書の入手	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所にて PDF 等の電子データ渡し 未使用の CDR・CDR(w)を持参のこと
設計図書に関する 質問受付	令和 8 年 9 月 18 日（金）から 令和 8 年 10 月 28 日（月）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・質問様式は佐久市ホームページより 入手し、内容を具体的に記載すること。 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 直接持参とし、FAXは不可
質問回答 期日・方法	令和 8 年 9 月 30 日（水）以降	・発注者より入札参加申請書提出業者 全社へFAXにて回答
入札開札 日時・方法	令和 8 年 10 月 7 日（水） 午前 10 時 20 分 から(郵便不可)	・佐久水道企業団 2F 小会議室 控室：なし
落 札 者 の 決 定	・予定価格 以下で、最低の価格で入札した者を落札者とする。 ・予定価格を上回った者(以下「失格者」という。)は、当核対象入札に係る落札者がいない場合の再度の入札に参加することはできない。 ・落札者は契約書類 1 式を落札決定の翌日から 5 日以内に提出すること。	
入札結果の公表	・契約日以降 佐久平土地改良区 事務所にて閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は 2 回とし、第 2 回の入札をしても落札できないときは、第 2 回の 最低入札者と地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約とする。 この場合の見積回数は 2 回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当核金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当核金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった 総額の 110 分の 100 に相当する 金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜き設計書に見積もった金額等を記入のうえ、持参すること。 （必要に応じ提出を求める場合もある。） ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。 なお、全ての応札者は本人確認できるものを持参し、受付に掲示すること。
---------	---

低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の 100分の 5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の 10分の 1の金銭的 保証
前払金	・適用あり (佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定に準ずる。)
中間前払金	・適用あり (佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定に準ずる。)
部分払金	・適用あり (佐久平土地改良区建設工事執行細則第 39条 各項の規定による。)

5 その他の事項

- ・ 佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規定の入札心得を熟読のうえ、ご参加下さい。
- ・ 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人として下さい。
- ・ 本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事・入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。
 - (1) 第 1順位の工事を落札した者は、第 2順位以降の対象工事の入札へは参加できません。
 - (2) 一抜け方式対象工事のうち、先行順位の入札において落札者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位の入札は執行します。
 - (3) 一抜け方式対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
 - (4) 一抜け方式による当初入札において、落札者がなく又は中止等となったことにより、再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。
この場合、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧

入札順位	工事名 / 工区名(工事箇所)
第 1順位	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区 佐久平 2-4工区 (佐久市 根岸 神田他)
第 2順位	令和 8年度 農業水路等 長寿命化・防災減災事業 佐久平 2地区 長寿 佐久平 2-2工区 (佐久市 三塚 宮前他)
第 3順位	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区 佐久平 2-1工区 (佐久市 跡部 長明塚他)

6 工事(業務)に関する問合せ先

佐久平土地改良区 (佐久市 跡部 101番地 佐久水道企業団内) TEL : 0267 - 62 - 0471



佐久平土地改良区 公告 第 5 号

一般競争入札の執行について

本入札は、佐久平土地改良区が発注する水路改修工事である。

入札の執行等については、佐久平土地改良区 定款 及び 建設工事執行細則等により、一般競争入札を次のとおり実施しますので、佐久平土地改良区 建設工事執行細則第 4条の規定により公告します。

※ 入札書等の宛名は【佐久平土地改良区 理事長 柳 田 清 二】として下さい。

令和 8 年 9 月 17 日

佐 久 平 土 地 改 良 区
理 事 長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工事(業務)名	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区			
工事(業務)箇所	佐久平 2-2工区 (佐久市 桜井 橋詰 他)			
工事 (業務) 概要	支線用水 34号	現場打3面水路 目地補修	L=	305 m
	支線用水 35号	現場打3面水路 目地補修	L=	476 m
	幹線用水 2号	現場打3面水路 目地補修	L=	229 m
履行期間	令和 8 年 10 月 7 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日			

2 入札参加資格要件

佐久平土地改良区建設工事執行細則の規定により、上記工事の一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から入札日まで」全て満たす者としてします。

有資格者名簿 登録業種別 等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付けが B・C・D 級の者であること。
有資格者名簿 登録建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配置技術者の資格等	・建設業法第 26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、入札参加申請日 以前 3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。 ・有資格者名簿の地区情報において、 佐久市 野沢 として登録されていること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留意事項 等
設計図書の閲覧	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
入札参加申請	令和 8 年 9 月 17 日（火）から 令和 8 年 10 月 2 日（金）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・提出書類：一般競争入札参加申請書 （様式第 1 号）1 部提出 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
設計図書の入手	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所にて PDF 等の電子データ渡し 未使用の CDR・CDR(w)を持参のこと
設計図書に関する 質問受付	令和 8 年 9 月 18 日（金）から 令和 8 年 10 月 28 日（月）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・質問様式は佐久市ホームページより 入手し、内容を具体的に記載すること。 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 直接持参とし、FAXは不可
質問回答 期日・方法	令和 8 年 9 月 30 日（水）以降	・発注者より入札参加申請書提出業者 全社へFAXにて回答
入札開札 日時・方法	令和 8 年 10 月 7 日（水） 午前 11 時 00 分 から(郵便不可)	・佐久水道企業団 2F 小会議室 控室：なし
落 札 者 の 決 定	・予定価格 以下で、最低の価格で入札した者を落札者とする。 ・予定価格を上回った者(以下「失格者」という。)は、当核対象入札に係る落札者がいない場合の再度の入札に参加することはできない。 ・落札者は契約書類 1 式を落札決定の翌日から 5 日以内に提出すること。	
入札結果の公表	・契約日以降 佐久平土地改良区 事務所にて閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は 2 回とし、第 2 回の入札をしても落札できないときは、第 2 回の 最低入札者と地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約とする。 この場合の見積回数は 2 回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当核金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当核金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった 総額の 110 分の 100 に相当する 金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜き設計書に見積もった金額等を記入のうえ、持参すること。 （必要に応じ提出を求める場合もある。） ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。 なお、全ての応札者は本人確認できるものを持参し、受付に掲示すること。
---------	---

低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の 100分の 5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の 10分の 1の金銭的 保証
前払金	・適用あり (佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定に準ずる。)
中間前払金	・適用あり (佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定に準ずる。)
部分払金	・適用あり (佐久平土地改良区建設工事執行細則第 39条 各項の規定による。)

5 その他の事項

- ・ 佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規定の入札心得を熟読のうえ、ご参加下さい。
- ・ 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人として下さい。
- ・ 本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事・入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。
 - (1) 第 1順位の工事を落札した者は、第 2順位以降の対象工事の入札へは参加できません。
 - (2) 一抜け方式対象工事のうち、先行順位の入札において落札者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位の入札は執行します。
 - (3) 一抜け方式対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
 - (4) 一抜け方式による当初入札において、落札者がなく又は中止等となったことにより、再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。
この場合、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧

入札順位	工事名 / 工区名(工事箇所)
第 1順位	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区 日向工区 (佐久市 根岸 筒村他)
第 2順位	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区 佐久平 2-2工区 (佐久市 桜井 橋詰)

6 工事(業務)に関する問合せ先

佐久平土地改良区 (佐久市 跡部 101番地 佐久水道企業団内) TEL : 0267 - 62 - 0471



佐久平土地改良区 公告 第 6 号

一般競争入札の執行について

本入札は、佐久平土地改良区が発注する水路改修工事である。

入札の執行等については、佐久平土地改良区 定款 及び 建設工事執行細則等により、一般競争入札を次のとおり実施しますので、佐久平土地改良区 建設工事執行細則第 4条の規定により公告します。

※ 入札書等の宛名は【佐久平土地改良区 理事長 柳 田 清 二】として下さい。

令和 8 年 9 月 17 日

佐 久 平 土 地 改 良 区
理 事 長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工事(業務)名	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区		
工事(業務)箇所	佐久平 2-3工区 (佐久市 根岸 三条町 他)		
工事 (業務) 概要	支線用水 47-1号	BF400型(ジョイント式) 更新	L= 166 m
	支線用水 67号	BF 400～500型(ジョイント式)	L= 401 m
履行期間	令和 8 年 10 月 7 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日		

2 入札参加資格要件

佐久平土地改良区建設工事執行細則の規定により、上記工事の一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から入札日まで」全て満たす者としてします。

有資格者名簿 登録業種別 等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付けが A・B・C 級の者であること。
有資格者名簿 登録建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配置技術者の資格等	・建設業法第 26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、入札参加申請日 以前 3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。 ・有資格者名簿の地区情報において、佐久市 南部 として登録されていること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留意事項 等
設計図書の閲覧	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
入札参加申請	令和 8 年 9 月 17 日（火）から 令和 8 年 10 月 2 日（金）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・提出書類：一般競争入札参加申請書 （様式第 1 号）1 部提出 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
設計図書の入手	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所にて PDF 等の電子データ渡し 未使用の CDR・CDR(w)を持参のこと
設計図書に関する 質問受付	令和 8 年 9 月 18 日（金）から 令和 8 年 10 月 28 日（月）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・質問様式は佐久市ホームページより 入手し、内容を具体的に記載すること。 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 直接持参とし、FAXは不可
質問回答 期日・方法	令和 8 年 9 月 30 日（水）以降	・発注者より入札参加申請書提出業者 全社へFAXにて回答
入札開札 日時・方法	令和 8 年 10 月 7 日（水） 午前 9 時 00 分 から(郵便不可)	・佐久水道企業団 2F 小会議室 控室：なし
落 札 者 の 決 定	・予定価格 以下で、最低の価格で入札した者を落札者とする。 ・予定価格を上回った者(以下「失格者」という。)は、当核対象入札に係る落札者がいない場合の再度の入札に参加することはできない。 ・落札者は契約書類 1 式を落札決定の翌日から 5 日以内に提出すること。	
入札結果の公表	・契約日以降 佐久平土地改良区 事務所にて閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は 2 回とし、第 2 回の入札をしても落札できないときは、第 2 回の 最低入札者と地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約とする。 この場合の見積回数は 2 回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当核金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当核金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった 総額の 110 分の 100 に相当する 金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜き設計書に見積もった金額等を記入のうえ、持参すること。 （必要に応じ提出を求める場合もある。） ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。 なお、全ての応札者は本人確認できるものを持参し、受付に掲示すること。
---------	---

低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の 100分の 5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の 10分の 1の金銭的 保証
前払金	・適用あり (佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定に準ずる。)
中間前払金	・適用あり (佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定に準ずる。)
部分払金	・適用あり (佐久平土地改良区建設工事執行細則第 39条 各項の規定による。)

5 その他の事項

- ・ 佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規定の入札心得を熟読のうえ、ご参加下さい。
- ・ 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人として下さい。
- ・ 本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事・入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。
 - (1) 第 1順位の工事を落札した者は、第 2順位以降の対象工事の入札へは参加できません。
 - (2) 一抜け方式対象工事のうち、先行順位の入札において落札者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位の入札は執行します。
 - (3) 一抜け方式対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
 - (4) 一抜け方式による当初入札において、落札者がなく又は中止等となったことにより、再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。
この場合、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧

入札順位	工事名 / 工区名(工事箇所)
第 1順位	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区 佐久平 2-3工区 (佐久市 根岸 三条町他)
第 2順位	令和 8年度 農業水路等 長寿命化・防災減災事業 佐久平 2地区 長寿 佐久平 2-1工区 (佐久市 跡部 七反他)

6 工事(業務)に関する問合せ先

佐久平土地改良区 (佐久市 跡部 101番地 佐久水道企業団内) TEL : 0267 - 62 - 0471



佐久平土地改良区 公告 第 7 号

一般競争入札の執行について

本入札は、佐久平土地改良区が発注する水路改修工事である。

入札の執行等については、佐久平土地改良区 定款 及び 建設工事執行細則等により、一般競争入札を次のとおり実施しますので、佐久平土地改良区 建設工事執行細則第 4 条の規定により公告します。

※ 入札書等の宛名は【佐久平土地改良区 理事長 柳 田 清 二】として下さい。

令和 8 年 9 月 17 日

佐 久 平 土 地 改 良 区
理 事 長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工事(業務)名	令和 8 年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2 地区		
工事(業務)箇所	佐久平 2-4 工区 (佐久市 根岸 神田 他)		
工事 (業務) 概要	支線用水 48 号	BF 350 型(ジョイント式) 更新	L= 141 m
	支線用水 49 号	BF 300 型(ジョイント式) 更新	L= 220 m
履行期間	令和 8 年 10 月 7 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日		

2 入札参加資格要件

佐久平土地改良区建設工事執行細則の規定により、上記工事の一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から入札日まで」全て満たす者としてします。

有資格者名簿 登録業種別 等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付けが A・B・C・D 級の者であること
有資格者名簿 登録建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配置技術者の資格等	・建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、入札参加申請日 以前 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。 ・有資格者名簿の地区情報において、佐久市 野沢 として登録されていること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留意事項 等
設計図書の閲覧	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
入札参加申請	令和 8 年 9 月 17 日（火）から 令和 8 年 10 月 2 日（金）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・提出書類：一般競争入札参加申請書 （様式第 1 号）1 部提出 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
設計図書の入手	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所にて PDF 等の電子データ渡し 未使用の CDR・CDR(w)を持参のこと
設計図書に関する 質問受付	令和 8 年 9 月 18 日（金）から 令和 8 年 10 月 28 日（月）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・質問様式は佐久市ホームページより 入手し、内容を具体的に記載すること。 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 直接持参とし、FAXは不可
質問回答 期日・方法	令和 8 年 9 月 30 日（水）以降	・発注者より入札参加申請書提出業者 全社へFAXにて回答
入札開札 日時・方法	令和 8 年 10 月 7 日（水） 午前 9 時 40 分 から(郵便不可)	・佐久水道企業団 2F 小会議室 控室：なし
落 札 者 の 決 定	・予定価格 以下で、最低の価格で入札した者を落札者とする。 ・予定価格を上回った者(以下「失格者」という。)は、当核対象入札に係る落札者がいない場合の再度の入札に参加することはできない。 ・落札者は契約書類 1 式を落札決定の翌日から 5 日以内に提出すること。	
入札結果の公表	・契約日以降 佐久平土地改良区 事務所にて閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は 2 回とし、第 2 回の入札をしても落札できないときは、第 2 回の 最低入札者と地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約とする。 この場合の見積回数は 2 回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当核金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当核金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった 総額の 110 分の 100 に相当する 金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜き設計書に見積もった金額等を記入のうえ、持参すること。 （必要に応じ提出を求める場合もある。） ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。 なお、全ての応札者は本人確認できるものを持参し、受付に掲示すること。
---------	---

低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の 100分の 5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の 10分の 1の金銭的 保証
前払金	・適用あり (佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定に準ずる。)
中間前払金	・適用あり (佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定に準ずる。)
部分払金	・適用あり (佐久平土地改良区建設工事執行細則第 39条 各項の規定による。)

5 その他の事項

- ・ 佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規定の入札心得を熟読のうえ、ご参加下さい。
- ・ 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人として下さい。
- ・ 本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事・入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 第 1順位の工事を落札した者は、第 2順位以降の対象工事の入札へは参加できません。
- (2) 一抜け方式対象工事のうち、先行順位の入札において落札者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札者がなく又は中止等となったことにより、再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。
この場合、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧

入札順位	工事名 / 工区名(工事箇所)
第 1順位	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区 佐久平 2-4工区 (佐久市 根岸 神田他)
第 2順位	令和 8年度 農業水路等 長寿命化・防災減災事業 佐久平 2地区 長寿 佐久平 2-2工区 (佐久市 三塚 宮前他)
第 3順位	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区 佐久平 2-1工区 (佐久市 跡部 長明塚他)

6 工事(業務)に関する問合せ先

佐久平土地改良区 (佐久市 跡部 101番地 佐久水道企業団内)TEL : 0267 - 62 - 0471



佐久平土地改良区 公告 第 8 号

一般競争入札の執行について

本入札は、佐久平土地改良区が発注する水路改修工事である。

入札の執行等については、佐久平土地改良区 定款 及び 建設工事執行細則等により、一般競争入札を次のとおり実施しますので、佐久平土地改良区 建設工事執行細則第 4条の規定により公告します。

※ 入札書等の宛名は【佐久平土地改良区 理事長 柳 田 清 二】として下さい。

令和 8 年 9 月 17 日

佐 久 平 土 地 改 良 区
理 事 長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工事(業務)名	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区		
工事(業務)箇所	日向工区 (佐久市 根岸 筒村)		
工事 (業務) 概要	支線用水 1-6号	BF 500型(ジョイント式)更新	L= 43 m
	支線用水 1-7号	BF 500型(ジョイント式)更新	L= 70 m
履行期間	令和 8 年 10 月 7 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日		

2 入札参加資格要件

佐久平土地改良区建設工事執行細則の規定により、上記工事の一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から入札日まで」全て満たす者としてします。

有資格者名簿 登録業種別 等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付けが B・C・D 級の者であること。
有資格者名簿 登録建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配置技術者の資格等	・建設業法第 26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、入札参加申請日 以前 3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。 ・有資格者名簿の地区情報において、 佐久市 野沢 として登録されていること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留意事項 等
設計図書の閲覧	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
入札参加申請	令和 8 年 9 月 17 日（火）から 令和 8 年 10 月 2 日（金）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・提出書類：一般競争入札参加申請書 （様式第 1 号）1 部提出 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
設計図書の入手	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所にて PDF 等の電子データ渡し 未使用の CDR・CDR(w)を持参のこと
設計図書に関する 質問受付	令和 8 年 9 月 18 日（金）から 令和 8 年 10 月 28 日（月）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・質問様式は佐久市ホームページより 入手し、内容を具体的に記載すること。 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 直接持参とし、FAXは不可
質問回答 期日・方法	令和 8 年 9 月 30 日（水）以降	・発注者より入札参加申請書提出業者 全社へFAXにて回答
入札開札 日時・方法	令和 8 年 10 月 7 日（水） 午前 10 時 40 分 から(郵便不可)	・佐久水道企業団 2F 小会議室 控室：なし
落 札 者 の 決 定	・予定価格 以下で、最低の価格で入札した者を落札者とする。 ・予定価格を上回った者(以下「失格者」という。)は、当核対象入札に係る落札者がいない場合の再度の入札に参加することはできない。 ・落札者は契約書類 1 式を落札決定の翌日から 5 日以内に提出すること。	
入札結果の公表	・契約日以降 佐久平土地改良区 事務所にて閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は 2 回とし、第 2 回の入札をしても落札できないときは、第 2 回の 最低入札者と地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約とする。 この場合の見積回数は 2 回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当核金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当核金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった 総額の 110 分の 100 に相当する 金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜き設計書に見積もった金額等を記入のうえ、持参すること。 （必要に応じ提出を求める場合もある。） ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。 なお、全ての応札者は本人確認できるものを持参し、受付に掲示すること。
---------	---

低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の 100分の 5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の 10分の 1の金銭的 保証
前払金	・適用あり (佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定に準ずる。)
中間前払金	・適用あり (佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定に準ずる。)
部分払金	・適用あり (佐久平土地改良区建設工事執行細則第 39条 各項の規定による。)

5 その他の事項

- ・佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規定の入札心得を熟読のうえ、ご参加下さい。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人として下さい。
- ・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事・入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。
 - (1) 第 1順位の工事を落札した者は、第 2順位以降の対象工事の入札へは参加できません。
 - (2) 一抜け方式対象工事のうち、先行順位の入札において落札者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位の入札は執行します。
 - (3) 一抜け方式対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
 - (4) 一抜け方式による当初入札において、落札者がなく又は中止等となったことにより、再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。
この場合、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧

入札順位	工事名 / 工区名(工事箇所)
第 1順位	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区 日向工区 (佐久市 根岸 筒村他)
第 2順位	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区 佐久平 2-2工区 (佐久市 桜井 橋詰)

6 工事(業務)に関する問合せ先

佐久平土地改良区 (佐久市 跡部 101番地 佐久水道企業団内) TEL : 0267 - 62 - 0471



佐久平土地改良区 公告 第 9 号

一般競争入札の執行について

本入札は、佐久平土地改良区が発注する水路改修工事である。

入札の執行等については、佐久平土地改良区 定款 及び 建設工事執行細則等により、一般競争入札を次のとおり実施しますので、佐久平土地改良区 建設工事執行細則第 4 条の規定により公告します。

※ 入札書等の宛名は【佐久平土地改良区 理事長 柳 田 清 二】として下さい。

令和 8 年 9 月 17 日

佐 久 平 土 地 改 良 区
理 事 長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工事(業務)名	令和 8 年度 農業水路等 長寿命化・防災減災事業 佐久平 2 地区			
工事(業務)箇所	長寿 佐久平 2-1 工区 (佐久市 跡部 七反 他)			
工事 (業務) 概要	支線用水 5 号	BF 400 型 (ジョイント式) 更新	L=	171 m
	支線用水 24 号	BF 600 型 (ジョイント式) 更新	L=	86 m
履行期間	令和 8 年 10 月 7 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日			

2 入札参加資格要件

佐久平土地改良区建設工事執行細則の規定により、上記工事の一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から入札日まで」全て満たす者とします。

有資格者名簿 登録業種別 等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付けが A・B・C 級の者であること。
有資格者名簿 登録建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配置技術者の資格等	・建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、入札参加申請日 以前 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。 ・有資格者名簿の地区情報において、佐久市 南部 として登録されていること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留意事項 等
設計図書の閲覧	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
入札参加申請	令和 8 年 9 月 17 日（火）から 令和 8 年 10 月 2 日（金）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・提出書類：一般競争入札参加申請書 （様式第 1 号）1 部提出 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 （佐久市 跡部 101 番地 佐久水道企業団内）
設計図書の入手	令和 8 年 9 月 17 日（木）から 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・佐久平土地改良区 事務所にて PDF 等の電子データ渡し 未使用の CDR・CDR(w)を持参のこと
設計図書に関する 質問受付	令和 8 年 9 月 18 日（金）から 令和 8 年 10 月 28 日（月）まで （最終日は 午後 5 時 15 分まで）	・質問様式は佐久市ホームページより 入手し、内容を具体的に記載すること。 ・提出場所：佐久平土地改良区 事務所 直接持参とし、FAXは不可
質問回答 期日・方法	令和 8 年 9 月 30 日（水）以降	・発注者より入札参加申請書提出業者 全社へFAXにて回答
入札開札 日時・方法	令和 8 年 10 月 7 日（水） 午前 9 時 20 分 から(郵便不可)	・佐久水道企業団 2F 小会議室 控室：なし
落 札 者 の 決 定	・予定価格 以下で、最低の価格で入札した者を落札者とする。 ・予定価格を上回った者(以下「失格者」という。)は、当核対象入札に係る落札者がいない場合の再度の入札に参加することはできない。 ・落札者は契約書類 1 式を落札決定の翌日から 5 日以内に提出すること。	
入札結果の公表	・契約日以降 佐久平土地改良区 事務所にて閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は 2 回とし、第 2 回の入札をしても落札できないときは、第 2 回の 最低入札者と地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約とする。 この場合の見積回数は 2 回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当核金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当核金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった 総額の 110 分の 100 に相当する 金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜き設計書に見積もった金額等を記入のうえ、持参すること。 （必要に応じ提出を求める場合もある。） ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。 なお、全ての応札者は本人確認できるものを持参し、受付に掲示すること。
---------	---

低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の 100分の 5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の 10分の 1の金銭的 保証
前払金	・適用あり (佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定に準ずる。)
中間前払金	・適用あり (佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定に準ずる。)
部分払金	・適用あり (佐久平土地改良区建設工事執行細則第 39条 各項の規定による。)

5 その他の事項

- ・ 佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規定の入札心得を熟読のうえ、ご参加下さい。
- ・ 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人として下さい。
- ・ 本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事・入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。
 - (1) 第 1順位の工事を落札した者は、第 2順位以降の対象工事の入札へは参加できません。
 - (2) 一抜け方式対象工事のうち、先行順位の入札において落札者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位の入札は執行します。
 - (3) 一抜け方式対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
 - (4) 一抜け方式による当初入札において、落札者がなく又は中止等となったことにより、再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。
この場合、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧

入札順位	工事名 / 工区名(工事箇所)
第 1順位	令和 8年度 水利施設整備事業(地域農業水利施設保全型) 佐久平 2地区 佐久平 2-3工区 (佐久市 根岸 三条町他)
第 2順位	令和 8年度 農業水路等 長寿命化・防災減災事業 佐久平 2地区 長寿 佐久平 2-1工区 (佐久市 跡部 七反他)

6 工事(業務)に関する問合せ先

佐久平土地改良区 (佐久市 跡部 101番地 佐久水道企業団内) TEL : 0267 - 62 - 0471